

未請求レセプトの管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団は、指定管理者として大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を受託している。</p> <p>センターにおいて、平成24年度中に診療行為は完了し請求金額も確定しているにもかかわらず、医師の症状詳記（※）の作成が未了のためにレセプトの請求ができていない診療報酬（診療3件13,878千円）があった。</p> <p>また、当該診療報酬については、平成24年度決算で医業収益の計上がなされていない。なお、当該診療報酬については、平成25年度においてレセプト請求がなされ入金済みとなっている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（※） レセプトが高額請求（点数20万点以上、金額で2,000千円以上）となる場合に、その症状の経過、検査の理由及び具体的な治療内容やその必要性等を記載した書類</p> </div>	<p>診療行為が完了したものについては、速やかに必要書類等を調製し、レセプト請求することを徹底されたい。</p> <p>また、会計年度中に診療行為は完了し請求金額も確定している診療報酬については、当該年度の決算において医業収益の計上を行われたい。</p>	<p>必要書類等の調整については、医事課からの主治医への書類作成依頼と並行し、所長・事務長からも催告することを徹底し、請求金額が確定したレセプトは全て平成25年度中に請求した。</p> <p>また、診療行為が完成し請求金額も確定している診療報酬については、遅滞なく必要書類等の調整を行い、当該年度の決算に医業収益計上するよう徹底した。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>